

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY等の原子炉設置変更許可に係る新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（５）」
2. 日時：令和２年３月１６日（月）１０時０５分～１０時５０分
3. 場所：（１）原子力規制庁１０階南会議室
（２）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※
※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

上野管理官補佐、加藤安全審査官、宮下原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 臨界技術第１課 担当者 １名

臨界ホット試験技術部 臨界技術第２課 担当者 ３名

安全・核セキュリティ推進室 担当者 １名

5. 議事要旨

- （１） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、第３３１回審査会合（令和２年１月２７日実施）にて指摘した事項について、資料STCA-5-1に基づき説明があった。
- （２） 上記（１）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料については、「国のエネルギー・原子力政策等に沿った研究開発等での利用」の記載を削除した経緯を、審査会合にて説明する必要があること。
 - 臨界評価における計算条件の棒状燃料本数については、収納容器における制限値との関係を審査会合にて説明する必要があること。

6. 配付資料

（１） 原子力機構

資料STCA-5-1： STACY施設等の設置変更許可申請書について 概要説明資料